

令和8年度

教育委員会の自己点検・評価
報 告 書

＜令和7年度事業＞

大和市教育委員会

— 目 次 —

○ はじめに	… … … … …	1
・ 「大和市教育目標」「社会教育の基本目標」	… … … … …	2
・ 大和市教育委員会が実施する自己点検・評価について	… … … … …	3
・ 大和市学校教育基本計画の施策体系	… … … … …	4
・ 大和市生涯学習推進計画の施策体系	… … … … …	4
 (1) 大和市教育委員会教育長及び委員の活動内容の報告	… … … … …	5
 (2) 大和市学校教育基本計画にかかわる点検・評価シート	… … … … …	7
基本目標 1 多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます	… … … … …	8
基本目標 2 新しい時代に求められる資質・能力を育みます	… … … … …	21
基本目標 3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます	… … … … …	34
 (3) 大和市生涯学習推進計画にかかわる点検・評価シート	… … … … …	47
施策目標 1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します	… … … … …	48
施策目標 2 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます	… … … … …	69
施策目標 3 学習のための環境や仕組みの充実を図ります	… … … … …	77

○ はじめに

社会の加速度的な変化に伴う様々な課題に対応するため、教育行政には新たな役割が求められており、本市教育委員会では、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書としてまとめております。

この報告書は、教育委員会制度を定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けされているものです。

平成27年4月、同法の改正により、抜本的な教育委員会制度改革が行われました。その柱として掲げられたのが、「委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」「総合教育会議の設置」「首長による教育に関する大綱の策定」の4点です。

本市においても、平成27年10月1日から新制度が適用され、教育長と4人の委員が合議体としての教育委員会を形成し、以下、学校、図書館、公民館などの教育機関と、それらを支えていく事務局が組織されています。

教育委員会は、効果的な教育行政を推進するとともに、住民への説明責任を果たすという大きな役割があります。そのためのツールの一つがこの「点検・評価」です。教育長、委員をはじめ、教育委員会の職員一人ひとりが、この機会に本市の教育の管理及び執行の状況を確認し、各々の立場と職責をもって、大和の教育を支え、発展させていくべきものと考えます。

令和8年8月 大和市教育委員会

○ 大和市教育委員会教育長・委員（令和8年8月現在）

○ 教育長	藤 井 明
教育長職務代理者	前 田 良 行
委 員	森 園 廣 子
委 員	伊 藤 健 司
委 員	三 浦 里 美

大和市教育目標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帯できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

心身ともに健康な人
自立心を持つ人
学び続ける意欲を持つ人
思いやりの心を持つ人
自然を大切にする人
愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人
近隣の人たちと共に生きる人
豊かな文化をはぐくむ人
国際社会の一員として行動できる人

平成元年4月1日制定

社会教育の基本目標

社会構造の成熟化により、人々の学習への関心や要求は多様化し、内容も高度・専門化している。また活動の場は、時間的にも空間的にも拡大している。

こうした背景から生まれた生涯学習社会において、社会教育は大変重要な役割を占め、その期待はますます大きくなってきている。

そこで、家庭・学校・地域社会の総合的な協力・連携を図り、学習機会の拡充・学習活動への支援など、社会教育活動の推進を積極的に展開する必要がある。

そのためには「大和市教育目標」を基盤に、

- (1) 健康で明るく、愛情に満ちた家庭を築く
- (2) 豊かな心を持ち、ゆとりある地域づくりに参加する
- (3) 平和を愛し、国際的な視野を身につける
- (4) 自然とふれあい、うるおいある文化を育む
- (5) 楽しく学び、人生に生きがいを持つ

など、主体的に行動できる人間形成をめざすことを目標とする。

平成4年4月14日制定

○ 大和市教育局が実施する自己点検・評価について

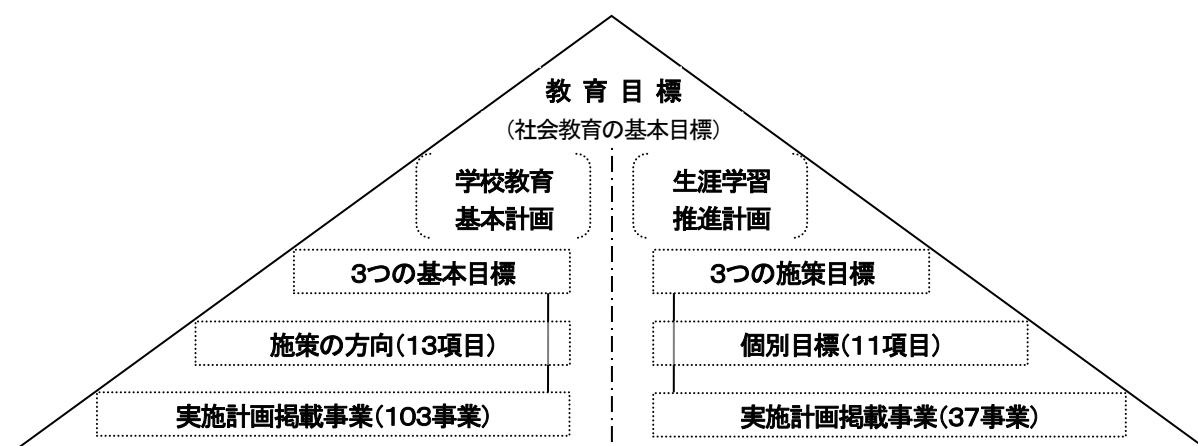
（１）基本的な考え方

「大和市教育局の自己点検・評価」は、「大和市教育局目標」及び「社会教育の基本目標」に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについてチェックするものです。教育委員会自らがチェックすることで、教育委員会の本来の機能の強化と活性化、教育委員会の事業の充実に資するものであると考えています。

（２）点検・評価の方法

教育委員会の事業は、「大和市教育局基本計画」と「大和市教育局生涯学習推進計画」の二つの計画に基づき実施しています。「大和市教育局基本計画」は「３つの基本目標」、「大和市教育局生涯学習推進計画」は「３つの施策目標」と、各計画に定めたそれぞれの施策に向けての達成度、課題等を検証することにより、大和市教育局委員会の点検・評価としています。

◆ 大和市教育局委員会の点検・評価に至る体系図



各計画では、成果を計る目安となる指標を設け、計画の進行管理を行うこととしていることから、これらの指標の目標数値に対する、令和7年度の実績値を踏まえ評価を行います。なお、児童や生徒の育ちなど、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総合的にを行います。

◆ 学識経験者の知見の活用について

教育委員会自らが行う「点検・評価」であるということから、点検・評価の客観性をより一層確保するため、点検・評価結果内容について、外部の学識経験者と教育委員との意見交換の場（令和8年7月27日・30日：教育委員会協議会）を設けました。その後、教育委員会会議の審議に付し、決定する方法を採りました。

◆ 学識経験者

放送大学神奈川学習センター 所長・特任教授 加藤 圭司 氏
文教大学人間科学部 教授 青山 鉄兵 氏

◎大和市学校教育基本計画の施策体系

基本目標	施 策 の 方 向	頁
1. 多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます		8
	(1) 互いを尊重し、認め合う学校づくりの推進	8
	(2) 一人ひとりに応じた不登校対策の充実	11
	(3) 支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進	15
	(4) 地域と協働した学校教育の推進	18
2. 新しい時代に求められる資質・能力を育みます		21
	(1) 学習過程を改善し質の高い学びを実現する取り組みの推進	21
	(2) 想像力を育む読書活動の推進	24
	(3) 豊かな人間性を育む体験学習の充実	26
	(4) 本市の教育課題に対応した研究・研修の実施	28
	(5) 教育 I C T 環境の整備及び利活用の推進	31
3. 安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます		34
	(1) 健康な心身を育成する健康教育の推進	34
	(2) 健康な心身を育成する食育の推進	37
	(3) 安全安心で、落ち着いて学べる環境づくりの推進	40
	(4) 教職員が働きやすい環境づくりの推進	44

◎大和市生涯学習推進計画の施策体系

施策目標	個 別 目 標	頁
1. 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します		48
	(1) 市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供	48
	(2) 生涯各期に合わせた学習機会の提供	51
	(3) 多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供	57
	(4) 健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する学習機会の提供	61
	(5) 創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供	64
2. 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます		69
	(1) 情報提供や学習相談による支援	69
	(2) 人材や団体の育成と活用に関する支援	72
	(3) 学習による市民相互の交流への支援	74
3. 学習のための環境や仕組みの充実を図ります		77
	(1) 学習施設の適切な維持管理・機能の充実	77
	(2) 支援・推進体制の充実	78
	(3) 関係機関との連携推進	81

(1) 大和市教育局教育長及び委員の活動内容の報告

教育委員会教育長は常勤の特別職として、委員は非常勤特別職として、それぞれ任命を受け、教育委員会の会議で議論を交わし、また学校訪問により現場の把握に努める、といった活動を行っています。

教育委員会教育長・委員 (令和7年度末現在)	教育長	藤 井 明
	教育長職務代理者	前 田 良 行
	委 員	森 園 廣 子
	委 員	伊 藤 健 司
	委 員	三 浦 里 美

1. 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、月1回（原則第4木曜日）開催する「定例会」、急施により議論する必要がある場合などに開催する「臨時会」、そして重要な案件などを検討する場合などに開催する「協議会」があります。

議案として決定する内容は、大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則第2条で定められており、具体的には「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」「教科用図書の採択に関すること。」「委員会規則・訓令・要綱の制定又は改廃を行うこと。」など17項目にわたって規定されています。

○ 定例会及び臨時会の開催数 ・ ・ ・ 12回（臨時会の開催なし、傍聴者数合計：17名）

・ 議案、報告の件数 ・ ・ ・ 議案26件、報告1件

委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	6件
校長及び教頭並びに事務局等職員の任免等に関すること。	5件
教科用図書の採択に関すること。	2件
附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。	2件
訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。	0件
その他	12件

○ 協議会の開催数 ・ ・ ・ 12回

【議 題（主なもの）】

- ・ 総合教育会議について ・ 教育委員会の自己点検・評価について
- ・ 「大和市教育局委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告について
- ・ 給食費の改定について ・ 大和市政財政健全化ビジョンについて
- ・ 大和市立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画について

2. 教育委員会教育長及び委員による学校訪問

学校訪問は、授業や課外活動、教育施設の様子などを見学するほか、委員の決めたテーマに沿って意見交換を行うとともに、学校が抱える課題や学校からの要望を聞き取ります。学校訪問は、教育委員と学校との率直な意見交換を通じて、教育委員が学校現場の実情を把握するための重要な機会です。

◆ 令和7年度学校訪問のテーマ 「魅力ある学校づくり」 【小・中学校共通】

- 10月訪問 小学校3校、日本語支援センター「スマイル」
- 11月訪問 小学校1校、中学校2校、特別支援教育センター「アンダンテ」

3. 総合教育会議と「大和市教育大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。併せて、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議その他教育に係る事項についての協議・調整を行うため、総合教育会議を設けるものとされました。

本市においても、総合教育会議で市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年2月、初めての「大和市教育大綱」が策定され、令和元年度に改定を行いました。内容については、総合計画を基に、学校教育基本計画や生涯学習推進計画などの関連する計画を踏まえるとともに、次代に即した課題なども勘案されており、対象期間は、令和2年度から令和6年度までとされています。令和6年度には、令和7年度から令和11年度までを対象期間とする新しい教育大綱の改定を行いました。

※「大和市教育大綱」の内容は、市のホームページで公表しています。

- 令和7年度 大和市総合教育会議の開催回数・・・2回
 - 第1回：令和7年度の教育大綱関連事業について
 - 第2回：教育大綱関連事業の令和6年度の成果と今後の取組の方向性について

4. その他

（参加した主な行事）

教育長及び教育委員として、以下の行事等に参加し、又は出席しました。

- | | |
|-------------|----------------|
| ・教育委員会表彰式 | ・学校研究発表会 |
| ・二十歳の祝典 | ・各校での運動会等行事 |
| ・各校での卒業式等式典 | ・教育委員会主催のフォーラム |
| ・各種総会及び会議 | など |